

No. 16

制 度 名	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	主管課名	厚生総務課 医療福祉 G		
		問合せ先	029-301-3171		
目的・趣旨	低所得者及び被扶養者であった被保険者の保険料軽減を行うための経費を交付することにより、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図る。				
<p>[対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合</p> <p>[対象事業] 所得の低い被保険者や制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった被保険者について行った保険料軽減措置。</p> <p>[補助要件等] 「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金交付要綱」（厚生労働省通知）の規定による。</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費</p> <p>[補助限度額等] 補助上限額はなし</p>					
[経費負担割合]					
区 分		国	県	市町村	その他
		10/10	—	—	—
[31年度当初予算額]		[31年度補助対象団体] 茨城県後期高齢者医療広域連合			
[備考]					